

# 平成25年12月24日から 工場立地法に基づく緑地面積率が緩和されました

四国中央市では、工場の新増設や誘致を促進し、産業の振興及び雇用の創出を図るため、工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく地域準則(四国中央市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例)を改正し、緑地面積率等の緩和対象地域を拡大しました。

## 改正内容

○都市計画法に基づく用途地域等に対する緑地面積率等の緩和措置において、以下のとおり緩和します。

	工業地域及び 工業専用地域	準工業地域	用途地域の指定のない地域 及び都市計画区域外	その他の地域
緑地面積率	5% (変更なし)	10% (変更なし)	10%	20% (変更なし)
環境施設面積率 (緑地面積を含む)	10% (変更なし)	15% (変更なし)	15%	25% (変更なし)

※なお、条例改正に伴い、市長が定める地域(四国中央市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例施行規則)を廃止します。